

郡上市告示第 83 号

郡上市小さな拠点推進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

郡上市長 日 置 敏 明

郡上市小さな拠点推進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市が推進する「小さな拠点とネットワーク」の考え方に基づき、住民主体の地域運営を推進することを目的とし、地域協議会が認識する地域課題の解決に資する事業を地域協議会と協働又は連携して実施する地域づくり団体等（以下「団体等」という。）の活動に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成 16 年郡上市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象団体」という。）は、郡上市内に主たる事務所及び活動場所を有し、協働又は連携する地域協議会から推薦を受けた団体等であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 5 人以上の構成員で組織されていること。
- (2) 組織の運営に関する規約、会則等が定められていること。
- (3) 予算、決算及び会計処理が適正に行われることが見込まれること。
- (4) 原則として補助金の交付を受けてから 5 年以上継続して活動することが見込まれること。
- (5) 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 市税等を滞納している団体ではないこと。
- (7) 地域協議会と実施事業の情報共有等を行う会議を年 3 回以上開催する見込みがあること。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が新規に実施する地域課題解決に資する事業であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者等の生活支援又は介護予防に資する事業
- (2) 子どもの健全育成に資する事業
- (3) 地域の移動手段確保に資する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費のうち、次の表に

定めるものとする。

| 区分 | 対象となる主な経費 |
|----------|---|
| 報償費 | 補助事業の実施に必要な技術指導受入に要する経費等（補助対象団体の構成員に対して支払うものは除く。） |
| 修繕料 | 補助事業の実施に必要な施設の修繕に要する経費等 |
| 原材料費 | 補助事業の実施に必要な原材料 |
| 備品購入費 | 補助事業の実施に必要な備品の購入費 |
| 建築・設備工事費 | 補助事業の実施に必要な施設の改修に要する経費等 |
| その他の経費 | 市長が必要と認める経費 |

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内で、200万円を上限とする。

2 前項の規定により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金交付の適用）

第6条 補助金の交付は、補助事業を協働又は連携して実施する地域協議会ごとに、同一年度に1回を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が指定する期日までに、小さな拠点推進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 小さな拠点推進補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 小さな拠点推進補助金収支予算書・決算書（様式第3号）
- (3) 小さな拠点推進補助金推薦書（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を確認のうえ受理するものとする。

（審査会）

第8条 市長は、前条第2項で受理した申請に対する補助金の交付の適否及び補助金の額の決定に際し、その審査を行うため、郡上市小さな拠点推進補助金審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、副市長、市長公室長、総務部長その他の職員のうちから市長が命ずる委員若干名をもって組織する。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる委員のほか、学識経験者その他適当と認める者を委員に委嘱することができる。

4 委員長は、副市長をもって充てる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 審査会は、必要に応じて補助対象団体から意見聴取を行うことができる。

7 審査会の運営方法、審査基準等は別に定める。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による審査を経て補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、小さな拠点推進補助金交付決定通知書(様式第5号)により補助対象団体に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第10条 補助対象団体は、原則として、補助金の交付決定後に補助事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定を受ける前に事業に着手する必要があるときは、小さな拠点推進補助金交付決定前着手承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定による承認は、小さな拠点推進補助金交付決定前着手承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(変更・中止の手續)

第11条 補助金の交付決定を受けた補助対象団体(以下「交付団体」という。)は、補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ小さな拠点推進補助金計画変更・中止(廃止)申請書(様式第8号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、補助金の交付の決定を受けた額の20パーセント未満の経費の配分を変更する場合であって、補助金の額及び内容に変更を来たさないものは申請を要しないものとする。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、速やかにこれを審査し、その内容が採択された趣旨を大きく逸脱しないときは、変更を承認し、小さな拠点推進補助金交付決定変更通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付団体は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。

- (1) 小さな拠点推進補助金実績報告書(様式第10号)
- (2) 小さな拠点推進補助金事業報告書(様式第11号)
- (3) 小さな拠点推進補助金収支予算書・決算書(様式第3号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、交付すべき補助金の額を確定し、小さな拠点推進補助金の額の確定通知書(様式第12号)により、交付団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第14条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付決定金額の範囲内において、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。

2 交付団体は、補助金の支払を受けようとするときは、小さな拠点推進事業補助金

(概算払・前金払) 請求書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付団体が、次のいずれかに該当する場合には、第9条の決定の内容(第11条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) この告示の規定に違反する事実があったとき。

(2) 交付団体が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合は、規則第20条第1項に規定する加算金の納付を併せて命ずることができる。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の整理)

第17条 交付団体は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付団体は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第18条 交付団体は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格、取得財産等の状況が明らかになるよう整理し、次に掲げる帳簿等を前条第2項に規定する期間保存しておかなければならない。

(1) 取得財産等に関する帳簿

(2) 取得財産等の得喪に関する書類

(3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(取得財産等の処分の制限)

第19条 交付団体は、取得財産等を、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)で定める処分制限期間内においては、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供して(以下「処分」という。)はならない。

2 交付団体は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ小さな拠点推進補助金財産処分承認申請書(様式第14号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

3 第1項に定める期間内に取得財産等を処分することにより、収入が生じたときは、その補助金相当額を市に納付しなければならない。

(その他)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。